

1. 開 会
2. 会 長 あ い さ つ
3. 欠 席 委 員
4. 署 名 委 員
 9番 森安 かな 委員 11番 小林 直樹 委員
5. 議 事

○石原会長

議事につきましては議案第7号から11号につきまして、報告第6号、7号の案件がございます。本日もよろしくお願いたします。

それでは早速議事に入ります。2ページをお開きください。議案第7号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認につきまして、受付番号5-11、●●さんの案件でございますので●●さんにご退出をお願いします。

では、●●さんのご子息の関係でありますので、私の方が代わって説明させていただきます。地図も併せてご覧になってください。

土地の所在地	畠田 荒堀 313-2	登記地目	現況地目	共に田	登記面積	1,072㎡
譲受人	畠田▲▲▲番地	●●	●●	▲▲	歳	
譲渡人	畠田▲▲▲番地	●●	●●	▲▲	歳	
譲受理由	増反による					
譲渡理由	耕作不便					
耕作面積	7,608.44㎡					
家族数	3					

地図をご覧になってください。1ページです。畠田313-2っていうのは、この左側に主要地方道西大寺備前線という道があるんですけども、県道19号でありまして、北側に交差点がありまして、そこから南にずっと行きますと、右側に、地図でいえば右側にNTNさんがあります。それから少し降りて行ったところでありまして。譲渡人さん、そこに書いてありますように、併せて5-11とリンクしているページがございます、それが一番最後のページ、合意解約が、報告第7号の案件がございます。ここのところで、これは借受で、●●●●様が●●●●様から借り受けて耕作をしていらっしゃいました。この●●●●様の娘がこの譲渡人さんという関係でございます。ここの案件を解約いたしまして、譲渡人様が譲受人様に譲り渡すということになります。

以上です。ご審議よろしくお願いたします。何かご質問があれば頂戴します。

ではなさそうですので、5-11につきまして許可相当とお考えの委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。許可といたします。●●さんお入りください。
では再開いたします。5-12に参ります。樫本委員説明願います。
あっ、ごめんなさい。難波君、調査書だけ願います。

○事務局難波

議案第7号 受付番号5-11 所有権移転です。
農地法第3条第2項各号の不許可事項には該当しないため、許可案件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

○石原会長

ありがとうございました。では改めまして、5-12願います。

○樫本委員

5-12について説明いたします。

土地の所在地	友延 池尻 76	登記地目	現況地目	共に田	登記面積	132㎡
譲受人	木谷▲▲▲番地	●●	●●	▲▲歳		
譲渡人	友延▲▲番地▲	●●	●●	▲▲歳		
譲受理由	贈与による					
譲渡理由	耕作不便					
家族数	4					

地図の方は2ページになります。2号線から木谷の方に行く道を、1個目の信号を左に曲がった、蕃山に向かう道です。新幹線沿いにある場所です。以前から、10年前から譲受人さんが借り受けて作っているそうです。

以上です。すみませんがよろしく願います。

○石原会長

はい、それでは事務局の方から調査書の説明願います。

○事務局難波

議案第7号 受付番号5-12 所有権移転です。
農地法第3条第2項各号の不許可事項には該当しないため、許可案件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

○石原会長

はい、それでは5-12につきまして、ご質問ご意見頂戴いたします。

特にありませんか。

じゃあなさそうですので、5-12、ご判断願います。許可相当とお考えの農業委員さん挙
手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。許可といたします。

続きまして5-13に参ります。橋本委員説明願います。

○橋本委員

23番橋本がご説明いたします。

土地の所在地 三石 長尾 516-1 登記地目現況地目共に畑 登記面積 200㎡

譲受人 三石▲▲▲番地▲ ●● ●● ▲▲歳

譲渡人 千葉県館山市神余▲▲▲▲番地▲▲ ●● ●● ▲▲歳

譲受理由 新規就農

譲渡理由 耕作不便

家族数 1

地図の方を説明いたします。3ページ。黒枠のところ畑になっておりまして、お家が●●●●さんというお家を買われて、そこについている畑になってます。場所が船坂の●●●●というガソリンスタンドがありまして、その北側になっています。

審議のほどよろしく願います。

○石原会長

はい、それでは事務局の方から調査書を願います。

○事務局難波

議案第7号 受付番号5-13 所有権移転です。

農地法第3条第2項各号の不許可事項には該当しないため、許可案件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

○石原会長

はい、それでは5-13につきまして、皆様方からご質問ご意見頂戴いたします。

ございませんか。

難波君にお伺いします。ここ譲受理由に新規就農っておりますよね。これは規模に関わらず、全く農家じゃない人が農家になるときに表現するんですか。どういうことなんでしょうか。

○事務局難波

はい、この方については、岡山市からこちらに、備前市の方に転居されて、居宅とセットによる購入ということで、自家消費ながら今時点で耕作面積が0ということで、自家消費、家庭菜園分ながら、新たに農業の方を、兼業ではありながら、150日に及ぶ作業をするということでしたので、新規就農ということにさせていただきました。

○石原会長

ありがとうございます。他にありませんか。

じゃあなさそうですので農業委員さんご判断願います。5-13につきまして、許可相当とお考えの委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。許可といたします。

5-14に参ります。藤澤委員説明願います。

○藤澤委員

16番藤澤が、5-14について説明いたします。

土地の所在地 吉永町今崎 田ノ上 8-42 登記地目現況地目共に畑 登記面積 159㎡

譲受人 吉永町今崎▲▲番地 ●● ●● ▲▲歳

譲渡人 広島県尾道市美ノ郷町三成▲▲▲▲番地 ●● ●● ▲▲歳

譲受理由 その他

譲渡理由 耕作不便

家族数 4

●●さん夫婦と小学生2人の家族です。4ページの地図の方を見てください。県道の吉永下徳久線で吉永駅から大体上に上って▲kmぐらいの位置になります。黒く囲まれたところが今回の畑になります。現在は譲受人さんがお住まいの場所は、その右下にある●●さんという字で入っているお宅、ここで生活されております。譲受人さんは譲渡人さんから約10年余り前に宅地と農地を購入されてたんですが、結局下限面積に引っかかって、ちょっと登記できなかつた。それで今回の件で4月からできるようになったので、新たに申請されると。譲受人さんは20年余り前に他の農地もひっくるめて、そこの●●さんから宅地、

建物、農機具、それから田んぼ約40aですか、それを全部買われてされてたんですけど、体調不良で途中で止められて、現在農地の大部分は第三者が耕作しているということで、どの一部が譲受人さんが購入されているということになります。

審議のほどよろしくお願いいたします。

○石原会長

はい、それでは事務局の方、調査書の説明願います。

○事務局難波

議案第7号 受付番号5-14 所有権移転です。

農地法第3条第2項各号の不許可事項には該当しないため、許可案件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

○石原会長

はい、それでは皆さん方からご質問ご意見頂戴いたします。

特になさそうですね。それではご判断願います。5-14の案件につきまして、許可相当とお考えの農業委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員です。許可といたします。

続きまして3ページをお開きください。農地法第3条につきまして、5-15、これ一括でいいかな。16と17も。

○櫻本委員

一括でお願いします。

○石原会長

わかりました。では櫻本さん、5-15, 16, 17と一括でお願いします。

○櫻本委員

それでは議案第7号、5-15から17について、13番櫻本が説明いたします。

初めにこの議案は昨年11月農業委員会総会において、農地法別段面積の指定申請でご承認をいただいた案件であり、3名の譲渡人はどれも親族関係であります。

土地の所在地 吉永町都留岐 井ノ成 358-1 登記地目現況地目共に田 登記面積 401㎡

吉永町都留岐 井ノ成 358-2 登記地目現況地目共に田 登記面積 312㎡
 吉永町都留岐 苗手 1634-1 登記地目現況地目共に田 登記面積 1,701㎡
 吉永町都留岐 中道ノ前 1649-1 登記地目現況地目共に畑 登記面積 338㎡
 吉永町都留岐 前島 1650-1 登記地目現況地目共に畑 登記面積 386㎡
 吉永町都留岐 三角畑 1672 登記地目現況地目共に畑 登記面積 314㎡
 吉永町都留岐 中道 1675-2 登記地目田 現況地目畑 登記面積 134㎡

譲受人 吉永町都留岐▲▲▲▲番地▲ ●● ●● ▲▲歳
 譲渡人 さいたま市桜区大字白楯▲▲▲番地▲ ●● ●● ▲▲歳 (上2筆)
 兵庫県姫路市大津区大津町▲丁目▲▲-▲▲ ●● ●● ▲▲歳 (中4筆)
 東京都町田市小山町▲▲▲▲番地▲ ●● ●● ▲▲歳 (下1筆)
 譲受理由 新規就農
 譲渡理由 耕作不便
 家族数 1

譲受人の●●さんは農業経験はなく、農機具等も草刈り機以外は持っていない、そういう状況ではありますが、田については現状賃貸借をしておりますが、引き続き賃貸借でお願いし、畑については当面鋤のみで野菜類を作付するということです。そのうち必要な農機具は準備をおいおいしていく、というように聞いております。同居人もできるとのことでありました。申請場所については5ないし6ページをご覧いただきたいと思います。備前市三国出張所から西方向へ1kmの県道赤穂佐伯線の道に存在しております。それから大藤川の反対側にありますのは、家と、それから農地であります。

簡単ですが以上で説明を終わります。ご審議の上、ご議決いただきますようよろしくお願ひします。

○石原会長

はい、それでは5-15から5-17までご説明いただきました。ご質問ご意見あれば頂戴いたします。

櫻本委員、譲受人さんはこれからずっとやるんですか。農業を。もう少し規模拡大していくということですか。現状維持ということですか。

○櫻本委員

今、田については使用貸借で人に作っていただいとるらしいんですが、それを将来自分が稲を作るのを人から聞きながら、勉強しながら自分のところへ戻していただいでしようかな、というような話です。

○石原会長

じゃあここを少し、例えばずっと広げていくとかは。

○櫻本委員

そういうことはないです。まあ、でも農地は今こういう状況ですから、農地を放したい人はかなりおられるんで、近所にも。ひょっとしたらそういう農地を手に入れようと思うとるんかなあとはわからんですけど。まあ50何歳ですから、ああ44歳。44歳でまだ若いですから、そういう意欲はあるんかもわからんですけどね。

○石原会長

そうですか。ありがとうございます。

他にありませんか皆さん。

じゃあなさそうですので、3,586㎡をね。ああごめんなさい、調査書をお願いします。

○事務局難波

議案第7号 受付番号5-15, 16, 17 所有権移転です。

農地法第3条第2項各号の不許可事項には該当しないため、許可案件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

○石原会長

はい、それで皆さんご判断願います。許可相当とお考えの委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。許可といたします。

続きまして5-18、櫻本委員説明続けてお願いします。

○櫻本委員

引き続き議案第7号、5-18について、13番櫻本が説明いたします。

土地の所在地	吉永町笹目 長谷 1103-1	登記地目現況地目共に田	登記面積	1,620㎡
	吉永町笹目 長谷 1104-1	登記地目現況地目共に田	登記面積	2,258㎡
	吉永町笹目 長谷 1105-1	登記地目現況地目共に田	登記面積	41㎡
	吉永町笹目 長谷 1108-1	登記地目現況地目共に田	登記面積	1,959㎡
譲受人	岡山市北区建部町品田▲▲▲番地	● ●●	▲▲歳	
譲渡人	和気町保曾▲▲▲▲番地	●● ●●	▲▲歳	
譲受理由	新規就農			
譲渡理由	耕作不便			
家族数	1			

譲受理由が新規就農となっておりますが、譲受人の●氏は5年前に千葉県から移住してきた建部町に最小限の農地を所有しているということです。また農機具等は軽トラック、トラクター、耕運機、刈払機を所有しており、当面は畑作を主に、サツマイモ、大豆等を作付し、農地をさらに拡充して、専業農家として販売もやっていきたいとのことでありました。この地区の農家離れが進み、備前市側のほとんどの農地が耕作をされていない状況となっております。申請場所については地図の7ページ、吉永町の北西部で、市道を和気作東線へ行く手前のところであります。また居住地の建部町から35kmの距離があり、1時間程度でこの場所には来れるということであります。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、ご議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○石原会長

はい、それでは5-18、皆様からご意見頂戴いたします。

ありませんか特に。

あの、建部の方はどのくらい持とられるんですか。土地は。

○櫻本委員

すみません。面積は聞いておりません。これも家に付帯しとった農地らしくて、5年前ですからまだ下限面積が掛かっと思ったと思うんです。ということで仮登記したままできてないと聞いております。面積については聞いておりません。

○石原会長

結構建部いうたら、1時間ぐらいで大変ですけども。そうですか。頑張っていたきたいですね。

他に何かありませんか皆さん。なければ事務局、調査書をお願いします。

○事務局難波

議案第7号 受付番号5-18 所有権移転です。

農地法第3条第2項各号の不許可事項には該当しないため、許可案件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

○石原会長

それでは皆様方、ご判断願います。許可相当とお考えの農業委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

はい、許可といたします。なんかこの笹目のところ、グーグルマップで見よったら、すごいところですね。

○櫻本委員

あの一帯は全部和気町の室原辺りなんです。

○石原会長

ああ、ここを上にならったら室原。この室原の正面が少し荒れたりして、今は和気の会長がやりよりますけどね。

じゃあちょっと余談になりました。4ページに参ります。議案第8号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転取止め承認につきまして、5-1、これは事務局。

○事務局難波

土地の所在地	三石 北焼口 2038	登記地目現況地目共に田	登記面積	707㎡
	三石 北焼口 2040-1	登記地目現況地目共に田	登記面積	191㎡
譲受人	大阪府吹田市朝日町▲▲番▲-▲▲▲▲号	●● ●●	▲▲歳	
譲渡人	兵庫県明石市大久保町江井島▲▲▲▲-▲▲	●● ●●	▲▲歳	
譲受理由	購入家屋付属農地			
譲渡理由	耕作不便			
家族数	1			

本件につきましては、4月農業委員会総会におきまして審議の方をいただきましたが、その後引越し、大阪の吹田市の方から引越ししてこられる予定だった方が、急遽計画の方が中止になったということで、ここでもう家屋付帯の田んぼということで3条申請の方を出していたんですが、許可を取り下げということで、取止書の方が提出されました。補足事項は以上です。

○石原会長

えー、事務局さんから説明いただきましたけど、これについて何かご質問ご意見ありますか。小林さん何か付け加えることがありますか。

○小林委員

付け加えはないですが、ご本人から5月の連休前ぐらいにお電話いただきまして、折角こうしていただけたんですが、私もものすごく期待しておったんですが、詳しいことは勘弁してくれということで、まあちょっと条件が折り合わなかったというようなことだと思うんですけど。ということで、丁寧にご連絡はいただきました。

○石原会長

ということであります。他にはありませんね。

ではこの取止め案件についてを許可するというに関して、皆様方ご判断願います。
許可相当とお考えの農業委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。では取り止めるということが許可になります。

5ページに参ります。議案第9号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認
につきまして、受付番号5-1、山本委員説明願います。

○山本委員

26番山本が、議案第9号 番号5-1を説明いたします。

土地の所在地 伊部 不老川 1695-8 登記地目田 現況地目宅地 登記面積 290㎡

申請人 伊部▲▲▲▲番地▲ ●● ●● ▲▲歳

転用目的 敷地の拡張

施設の概要 居宅 290.00㎡

農地種別 3種

地図は9ページをご覧ください。伊部駅、赤穂線伊部駅の南口より300mほど西のところ
にあります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○石原会長

はい、それでは事務局の方から補足説明願います。

○事務局難波

議案第9号 受付番号5-1 所有権移転について説明させていただきます。

まず農地区分につきましては農用地区域内にある農地以外の農地であり、第1種農地及び
第2種農地のいずれの要件にも該当しないため、第3種農地と判断します。転用目的につ
きましては、先ほど山本委員からご説明のあったとおり、申請人の既存宅地の敷地の拡張
ということでありますので、目的については適当であると考えます。続きまして、資力及び
信用についてですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金につ
いては自己資金でまかなう計画でありますので、適当であると考えます。転用行為の妨げと
なる小作の関係であります。申請地は農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、

該当しないものと考えております。申請に係る農地の面積ですが、本件は既存宅地の敷地の拡張のための必要最小限の面積であり適正と考えます。周辺の農地への営農条件の支障の有無ですが、今回の転用によって周辺農地に支障を及ぼすおそれはないと考えております。なお、本件においては既に着工が行われており、敷地の調査、今回5条-6で転用が出ていますが、その敷地調査を行ったところ、農地であることが判明いたしました。そのため、今回始末書を、顛末書の方を添えて4条転用の方を出されている案件になっておりまして、その関係で現況地目が宅地という風になっております。以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○石原会長

はい、それでは5-1につきまして、ご質問ご意見頂戴いたします。

特にありませんか。

何で宅地って書いてあるのかなと思ったら、ざっと難波君が説明を見事にしてくれました。質問ありませんか。ではなさそうですので5-1につきましてご判断願います。許可相当とお考えの農業委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

では全員ですね。許可といたします。

続きまして6ページに参りましょう。議案第10号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認につきまして、下の方が差し替えということで。受付番号5-4、友光委員説明願います。

○友光委員

22番友光が説明させていただきます。

土地の所在地 香登西 藤田 66-1 登記地目田 現況地目宅地 登記面積 1,543㎡

譲受人 香登本▲▲▲▲番地▲ (株)●●●●● 代表取締役 ●● ●●●●

譲渡人 香登本▲▲▲▲番地▲ ●● ●●● ▲▲歳

転用目的 その他 宅地

施設の概要 分譲地 1,543.00㎡

農地種別 3種

分譲地は5区画と確認しております。地図の方ですけど10ページをご覧ください。2号線で、香登にホームセンターナンバいうところがございます。その北が2号線と、それから山陽新幹線が通っております。斜めちょっと西になるんですけど、赤で囲んでいただいとところが今回の転用になります。この地区が20年ほど前からだんだん住宅ができてきたよ

うな感じの土地になってます。この件につきまして、近隣の方とか区長さんとかの了解を得ると社長さんからはお聞きしております。

説明の方は以上で終わらせていただきます。審議のほどよろしく申し上げます。

○石原会長

それでは事務局の方から、補足説明願います。

○事務局難波

議案第10号 受付番号5-4 所有権移転です。

まず農地区分につきましては、農用地区域内にある農地以外の農地で、第1種農地及び第2種農地のいずれの要件にも該当しない農地のため、第3種農地と判断します。転用目的につきましては、先ほど友光委員からご説明のあったとおり、申請人の分譲地ということですので目的については適当であると考えます。続きまして、資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金▲, ▲▲▲万円でまかなう計画でありますので、適当であると考えます。転用行為の妨げとなる小作の関係ではありますが、申請地は農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、該当しないと考えます。申請に係る農地の面積ですが、本件は分譲地のための必要最小限の面積であり適正と考えます。周辺の農地への営農条件の支障の有無ですが、今回の転用によって周辺農地に支障を及ぼすおそれはないと考えます。なお、許可後着工、R5年度末完了予定となっております。以上であります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○石原会長

はい、それでは5-4につきましてご質問ご意見あれば頂戴いたします。

○草加委員

よく聞こえなかったんですけど、完成がいつになるかを聞き漏らしたんですけどね。

○事務局難波

造成の状況にもよるんですが、令和5年度末、またはちょっと令和6年度中になる、いう風に聞いておりますが、ちょっとその、許可後の状況なんで、前後はするかと思います。面積も広いので。

○石原会長

その他ございませんか。

じゃあなさそうですのでご判断願います。許可相当とお考えの農業委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。許可といたします。

続きまして、5-5につきまして、森本委員説明願います。

○森本委員

それでは受付番号5-5の説明をさせていただきます。

土地の所在地 日生町寒河 東新田 ▲▲▲▲-▲ 登記地目現況地目共に畑 登記面積 256㎡

譲受人 日生町寒河▲▲▲▲番地▲▲▲ ●● ●●● ▲▲歳

譲渡人 兵庫県赤穂市寺町▲番地▲●●●●▲▲▲▲ ●● ●●● ▲▲歳

転用目的 貸露天駐車場

施設の概要 駐車場 256.00㎡

農地種別 2種

地図をご覧ください。11ページです。申請地の南側に運動公園があり、赤穂線の右上、5条-5と書いてあるところにある200mに寒河の駅があります。譲受人は地図の寒河▲▲▲▲-▲と書いてある上に自宅、株式会社●●●●が住所で、住まいの横に作業場があり、自動車用品、自動車の窓のフィルムの加工を作業員10人で行っております。申請地の土砂等の流出はしないように注意します。申請地内の雨水は自然浸透及び南側水路に放水します。

以上、説明を終わります。よろしく願います。

○石原会長

はい、それでは事務局から補足説明願います。

○事務局難波

議案第10号 受付番号5-5 所有権移転です。

まず農地区分につきましては、農用地区域内にある農地以外の農地で、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。転用目的につきましては、先ほど森本委員からご説明のあったとおり、申請人の貸露天駐車場ということですので目的については適当であると考えます。続きまして、資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については借入資金（800万円）でまかなう計画でありますので、適当であると考えます。転用行為の妨げとなる小作の関係ではありますが、申請地は農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、該当しないと考えます。申請に係る農地の面積ですが、本件は貸露天駐車場のための必要最小限の面積であり適正と考えます。周辺の農地への営農条件の支障の有無ですが、今回の転用によって周辺農地に支障を及ぼすおそれはないと考えます。なお、許可後

着工、R5年度未完了予定ということで計画の方が出ております。以上であります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○石原会長

はい、それでは5-5の説明いただきました。ご質問ご意見あれば頂戴いたします。

○高取委員

これは造成とか、そういった工事はしないんですか。

○森本委員

私が聞いとるのはもうそのまま、特に草が生えとりますから、雑草を処理して、中央部分を削って車両の出入りをする、ぐらいのことを聞いております。

○石原会長

他にございませんか。

じゃあなさそうですので5-5についてご判断願います。許可相当とお考えの委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。許可といたします。

続きまして7ページ、議案第11号 農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認につきまして、山本委員説明願います。

○山本委員

26番山本が、議案第11号 番号5-6について説明します。

土地の所在地 伊部 不老川 1695-1 登記地目田 現況地目宅地 登記面積 476㎡

譲受人 岡山市北区天瀬▲▲▲▲号 ●●●●●●●▲▲▲ ●●●● ▲▲歳
●●●● ▲▲歳

譲渡人 伊部▲▲▲▲番地▲ ●●●● ▲▲歳

転用目的 自己住宅

施設の概要 居宅 1棟 476.00㎡

農地種別 3種

地図の9ページをご覧ください。先ほどの申し込まれた土地の隣の土地でございます。伊部駅南口より約300mでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○石原会長

それでは事務局、補足説明願います。

○事務局難波

議案第11号 受付番号5-6 使用貸借権設定について説明させていただきます。

まず農地区分につきましては農用地区域内にある農地以外の農地であり、第1種農地及び第2種農地のいずれの要件にも該当しないため、第3種農地と判断します。転用目的につきましては、先ほど山本委員からご説明のあったとおり、申請人の自己住宅ということでありますので、目的については適当であると考えます。続きまして、資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については借入資金2,500万円でまかなう計画でありますので、適当であると考えます。転用行為の妨げとなる小作の関係ではありますが、申請地は農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、該当しないものと考えております。申請に係る農地の面積ですが、本件は自己住宅のための必要最小限の面積であり適正と考えます。周辺の農地への営農条件の支障の有無ですが、今回の転用によって周辺農地に支障を及ぼすおそれはないと考えます。なお、補足になりますが、今回の使用貸借権設定期間については50年と申請されており、貸付人と借受人については親子関係ということで、申請書類に明記がありました。なお、着工後の完成予定なんです、令和5年11月末、今年の11月末に完成予定というような話で申請の方をいただいております。

以上であります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○石原会長

それでは5-6、ご質問ご意見あれば頂戴いたします。

特にありませんか。

じゃあなさそうですので5-6ご判断願います。許可相当とお考えの委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。許可といたします。

続きまして議案第12号、農用地利用集積計画を定めることにつきまして、市長の方から諮問を受けております。2ページに亘っています。何かお気づきのこと、ご意見ご質問あれば頂戴いたします。

10ページの5-40、大阪府の住所でありますけれども、どのようになさるんですか。

○武内委員

借受人さんは大阪の住所になってますが、現在佐山の方でいくらか家庭菜園的なものを作ってですね、それをなんぼか販売したり。通いというか、向こうはもうほとんど住んでなくて、こちらへ滞在、佐山の方へ住んどられますね。それで一部土地を拡張しようと考えていますとのことです。

○石原会長

ありがとうございます。何か他にありませんか皆さん。

それではなければ、ご承認いただけますでしょうか。

はい、の声

○石原会長

じゃあ9ページ10ページに載っている案件につきましては承認されました。

11ページに参ります。報告案件第6号 農地法第3条の37の規定による届出が出てございます。佐山の案件、日生の案件、吉永の案件ということでありまして、日生の案件につきましてはあっせん希望ありという風に出てございます。ここの担当委員さん何かご検討ありますか。

○森本委員

相続人のこの●●●●さんですね、これはあの、お兄さんが4,5年前に亡くなりまして、あと奥さんが畑も全部管理しとったんですけど、ちょっと1年、1年半ぐらい前に腰を痛めてから、全く何もできなくなったということで、今は草が大変たくさん生えております。それで今回の中クロ川端、一番大きなこの田になってる田んぼですけどね、周囲をずっと刈って、奥さんがずっと畑に使っていたわけです。周囲だけ草刈りつとるから誰が刈りつとるのかなと思つたら、相続する●●さんが刈りつとりたいですね。ということで、あっせん希望ありということなんですけど、私の方も、ここの一番下の田だけはシカもイノシシも来ないんですけど、ここはもう家の中や町中であってもイノシシ、シカが出てくると。ということで、希望するにしても色々難しいことがありまして、なかなか厳しいところだなと思います。

○石原会長

はい。なかなかあっせん希望あり言うても進めにくいものがありますね。

ということで、報告案件第6号でありました。

報告案件第7号につきましては、先程●●さんのときに案件が出ました。合意解約がなされております。以上を持ちまして、今日の審議は終了いたします。ご協力ありがとうございました。

6. 閉 会

7. その他

次回農業委員会総会の開催日程について

下限面積撤廃による審査内容の変更について

タブレット操作説明について

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを承認する。

署名委員 備前市農業委員会委員 9番 森安 かな 委員

備前市農業委員会委員 11番 小林 直樹 委員